

# 西宮市教育委員会特別支援教育支援員の任用に関する要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、特別支援教育支援員の任用等に関し法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (特別支援教育支援員の定義)

第2条 この要綱で特別支援教育支援員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職である。

### (勤務条件の明示)

第3条 任命権者は、特別支援教育支援員を任用する場合には、当該職員に対し、別に定める様式により勤務条件を明示した任用通知書を交付するとともに、誓約書に署名させるものとする。

## 第2章 任免

### (採用)

第4条 特別支援教育支援員の採用は、選考又は試験によるものとする。

### (任用)

第5条 特別支援教育支援員の任用期間は1年以内とし、任用された日の属する年度の末日をもって終了する。

- 2 任命権者は、公務の能率的運用を確保するため必要があると認めた者については、前項の任用期間を更新することができる。
- 3 特別支援教育支援員の任用(更新を含む。)は、原則として年齢が65歳に達している者については行わないものとする。
- 4 前項の規定は、西宮市を定年退職し、定年前早期退職し、又は希望退職した者その他任命権者が定める者については、適用しない。

### (解職)

第6条 任命権者は、特別支援教育支援員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解職することができる。

- (1) 勤務成績が良好でない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 制度の改廃又は事業の縮小により廃職又は過員が生じた場合
- (4) この要綱に違反した場合

### (退職)

第7条 特別支援教育支援員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その日を退職の日とし、特別支援教育支援員としての身分を失う。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て、任命権者の承認があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 任用期間が終了したとき。

### 第3章 勤務時間、休暇等

#### (勤務時間)

第8条 特別支援教育支援員の勤務時間は、1週間に25時間とし、1日の勤務時間は5時間とする。

2 前項の場合にあつては、授業日、学校行事、辞令交付式、研修日（夏季休業中の研修も含む）は勤務を要する日とする。

#### (勤務を要しない日)

第9条 前条による勤務時間が割り振られない日は、勤務を要しない日とする。

#### (休憩時間)

第10条 特別支援教育支援員の1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては1時間以上の休憩時間をそれぞれ所定の勤務時間の中途に置くものとし、その時間帯は任命権者が定める。

#### (休日)

第11条 特別支援教育支援員の休日は、次の各号のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日から31日まで

(3) 任命権者が特に定めた日

#### (時間外及び休日等の勤務)

第12条 任命権者は、公務のため必要がある場合は、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日若しくは休日に勤務（以下「時間外勤務」という。）させることができる。

2 前項の場合にあつては、任命権者は勤務を要しない日又は休日を4週間以内の他の日に振り替えることができるものとし、勤務させる前日までに、当該特別支援教育支援員に通知するものとする。

#### (休暇)

第13条 特別支援教育支援員に、別表1の基準により年次休暇を付与する。

2 特別支援教育支援員に、7日以内の忌服休暇を付与する。

3 特別支援教育支援員に、5日以内の結婚休暇を付与する。

4 特別支援教育支援員に、介護休暇を付与することとし、付与の基準、手続その他必要な事項については、別に定めるところによる。

5 特別支援教育支援員に、私傷病による療養休暇を付与することとし、付与の基準、手続その他必要な事項については、別に定めるところによる。

6 特別支援教育支援員の休暇については、前各項に定めるほか、西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年西宮市条例第27号。以下「勤務条件条例」という。）第10条、第12条、第14条及び第17条（西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年西宮市規則第29号。以下「勤務条件規則」という。）第13条第9号、及び第10号に該当する場合を除く。）の規定を準用する。

7 各項の休暇のうち、第1項から第3項まで及び第6項の休暇並びに前項において準用

する勤務条件条例第12条及び第17条（勤務条件規則第13条第4号（裁判員として出頭する場合に限る。）第8号、第11号、第12号、第13号及び14号に該当する場合に限る。）に規定する休暇については有給とし、その他の休暇については、無給とする。

ただし、前項において準用する勤務条件条例第14条の生理休暇については、1月当たり1日に限り有給とする。

（介護休業）

第14条 特別支援教育支援員のうち必要のある者は、任命権者に申し出て介護休業をすることができる。

2 介護休業の対象となる休業期間、適用の手続その他必要な事項については、西宮市嘱託職員の介護休業等に関する要領を準用する。

（育児休業）

第15条 特別支援教育支援員のうち必要のある者は、任命権者に申し出て育児休業をすることができる。

2 育児休業の対象となる休業期間、適用の手続その他必要な事項については、西宮市嘱託職員の育児休業等に関する要領を準用する。

## 第4章 報酬

（報酬の種類）

第16条 特別支援教育支援員の報酬は、基本報酬、通勤報酬、時間外勤務報酬、臨時報酬、特別加給報酬及び退職報酬とする。

（基本報酬）

第17条 基本報酬は、次項に定める標準報酬に、第3項に定める経験年数加算額を加えた額とする。

2 標準報酬は、月額117,500円とする。

3 経験年数加算額は、採用日の属する月の翌月（採用日が月の初日である場合は、当該採用日の属する月）から起算して、1年を経過する毎に1,600円の割合で加算した額とする。

4 前項の規定は、西宮市を定年退職し、定年前早期退職し、又は希望退職した者その他任命権者が定める者については、適用しない。

（通勤報酬）

第18条 通勤のため交通機関を利用する者、交通用具を使用する者及びその他の特別支援教育支援員に対する通勤報酬の額及び基準は、別表2に定めるところによる。

（時間外勤務報酬）

第19条 時間外勤務報酬は、第12条の規定により時間外勤務をすることを命じられ、当該勤務に従事した特別支援教育支援員に支給する。

2 第8条の規定により勤務時間が割り振られた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）と時間外勤務の時間の1日の合計が8時間までの時間外勤務報酬の額は、時間外勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額（以下この項及び次項

並びに第24条第1項において「勤務1時間当たりの報酬額」という。)とし、1日の合計が8時間を超える時間外勤務報酬の額は、時間外勤務1時間につき勤務1時間当たりの報酬額に次の各号の勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合とする。

(1) 勤務を要しない日又は休日の勤務 100分の135

(2) 前号に規定する日以外の勤務 100分の125

3 前項に規定する正規の勤務時間と時間外勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額とする勤務時間の1週間の合計時間が40時間を超えることとなった場合における時間外勤務報酬の額は、当該超える部分の勤務については、当該勤務1時間につき勤務1時間当たりの報酬額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

4 1週間の全ての日を勤務することとなった場合における時間外勤務報酬の額は、その週の最後の勤務を要しない日又は休日の勤務については、当該勤務のすべての時間について勤務1時間につき勤務1時間当たりの報酬額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

5 前3項に規定する時間外勤務のうち、100分の125及び135の割合の勤務時間の合計が1月について60時間を超えた場合における時間外勤務報酬の額は、その60時間を超えた時間外勤務の全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、時間外勤務1時間につき勤務1時間当たりの報酬額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額とする。

6 前項に規定する時間外勤務報酬の対象となる職員は、当該時間外勤務報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき日(以下「時間外勤務超勤代休日」という。)として、任命権者が定める期間内にある勤務を要する日の勤務時間の全部を指定することができる。

7 時間外勤務代休日を指定された場合において、当該時間外勤務代休日に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超える時間外勤務報酬のうち当該時間外勤務代休日の指定に代えられた時間外勤務報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務報酬を支給することを要しない。

8 時間外勤務報酬の支給の基礎となる時間数は、月の1日から末日までの期間における全時間数(時間外勤務報酬に支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分のそれぞれの全時間数)とする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、30分未満はこれを切り捨て、30分以上は1時間とする。

(臨時報酬)

第20条 夏期及び年末に臨時報酬を支給する。

2 前項の臨時報酬の支給対象者、報酬額、支給基準及び支給方法は、その都度任命権者が定める。

(特別加給報酬)

第21条 特別加給報酬は、年末年始の期間(12月29日から翌年1月3日まで)に勤務することを命じられ、当該勤務に従事した特別支援教育支援員に支給する。

2 前項の報酬額は、勤務1回につき5,000円とする。(勤務に従事した時間が4時間以下の場合は、2分の1に相当する額とする。)

(退職報酬)

第22条 退職報酬については、別に定める要綱による。

(報酬の支給日)

第23条 基本報酬の計算期間は月の初日から末日までとし、新たに任用されたとき又は退職し、若しくは死亡したときの基本報酬の支給方法は、西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和26年西宮市条例第54号)第7条の規定を準用する。

2 特別支援教育支援員の報酬(臨時報酬及び退職報酬を除く。)の支給日は、その月の20日とする。ただし、通勤報酬、時間外報酬及び特別加給報酬については、その月の1日から末日までの分を翌月の20日に支払うものとする。

3 前項の支給日が、土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、順次繰り上げて支給するものとする。

(報酬の減額)

第24条 特別支援教育支援員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの報酬額を減額する。ただし、第13条に規定する有給の休暇を付与する場合又は任命権者が有給により職務専念義務を免除した場合はこの限りでない。

2 前項の規定により減額されることとなる時間の計算は、第19条第8項の規定を準用する。

3 第1項の規定により月額による報酬を減額する場合は、翌月分から減額するものとする。

4 欠勤が1日以上の場合における報酬の減額については、欠勤日数を欠勤した当該月の要勤務日数合計で除したものを第17条第1項に規定する基本報酬に乗じて得た額とする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第25条 勤務1時間当たりの報酬額は、月額報酬に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に相当する額とする。

## 第5章 服務

(服務)

第26条 特別支援教育支援員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、別に定める場合を除くほか、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければ

ばならない。

- 2 特別支援教育支援員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及び規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 特別支援教育支援員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の仕事全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 特別支援教育支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

## 第6章 災害補償等

(災害補償)

第27条 特別支援教育支援員の公務上の災害（通勤災害を含む。次項において同じ。）については、議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和42年西宮市条例第16号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところにより補償する。

- 2 特別支援教育支援員が、公務上の災害により死亡した場合又は負傷し、若しくは疾病にかかり治ったとき障害が存する場合で、別に定める「西宮市職員公務災害見舞金支給要綱」の基準に該当するときは、同要綱に定めるところにより見舞金を支給する。

(社会保険)

第28条 特別支援教育支援員の社会保険については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により取り扱うものとする。

(旅費)

第29条 特別支援教育支援員が、公務のため旅行する場合は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）の定めるところにより旅費を支給する。

(実施細目)

第30条 この要綱に定めるもののほか、特別支援教育支援員の就業に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。